

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="457 562 967 596"><u>ピカラもばいるサービス契約約款</u></p> <p data-bbox="581 1297 839 1331"><u>2020年5月11日</u></p> <p data-bbox="572 1444 848 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1656 562 2264 596"><u>ピカラ待っててプランサービス契約約款</u></p> <p data-bbox="1843 1297 2101 1331"><u>2022年6月1日</u></p> <p data-bbox="1822 1444 2098 1478">株式会社 STNet</p>	

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																
<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、この約款を定め、これによりピカラもばいるサービス(当社がこの約款以外の契約約款および料金表を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。</p> <p>2 お客さまが、<u>ピカラもばいるサービス</u>を利用するには、この約款を誠実に遵守するものとします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合、この約款を変更することがあります。</p> <p>(1)約款の変更がお客さまの利益に適合するとき</p> <p>(2)変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき</p> <p>2 当社は、前項の規定による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日を事前に、約款を変更する旨及びその内容と効力発生日を当社ウェブサイト(https://www.stnet.co.jp/)に掲載します。</p> <p>3 変更後の約款の効力発生日以降に、お客さまが<u>ピカラもばいるサービス</u>を利用したときには、約款の変更に同意したものとみなします。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="127 911 1255 1129"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td>2 電気通信サービス</td> <td>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td> </tr> <tr> <td>3 <u>ピカラもばいるサービス</u></td> <td>特定携帯電話事業者が提供する無線の電気通信サービスを使用して、当社が提供する電気通信サービス(以下、「本サービス」といいます。)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備	2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること	3 <u>ピカラもばいるサービス</u>	特定携帯電話事業者が提供する無線の電気通信サービスを使用して、当社が提供する電気通信サービス(以下、「本サービス」といいます。)	<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、この約款を定め、これによりピカラ待っててプランサービス(当社がこの約款以外の契約約款および料金表を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。</p> <p>2 お客さまが、<u>ピカラ待っててプランサービス</u>を利用するには、この約款を誠実に遵守するものとします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合、この約款を変更することがあります。</p> <p>(1)約款の変更がお客さまの利益に適合するとき</p> <p>(2)変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき</p> <p>2 当社は、前項の規定による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日を事前に、約款を変更する旨及びその内容と効力発生日を当社ウェブサイト(https://www.stnet.co.jp/)に掲載します。</p> <p>3 変更後の約款の効力発生日以降に、お客さまが<u>ピカラ待っててプランサービス</u>を利用したときには、約款の変更に同意したものとみなします。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1374 911 2502 1129"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td>2 電気通信サービス</td> <td>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td> </tr> <tr> <td>3 <u>ピカラ待っててプランサービス</u></td> <td>特定携帯電話事業者が提供する無線の電気通信サービスを使用して、当社が提供する電気通信サービス(以下、「本サービス」といいます。)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備	2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること	3 <u>ピカラ待っててプランサービス</u>	特定携帯電話事業者が提供する無線の電気通信サービスを使用して、当社が提供する電気通信サービス(以下、「本サービス」といいます。)	
用語	用語の意味																	
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備																	
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること																	
3 <u>ピカラもばいるサービス</u>	特定携帯電話事業者が提供する無線の電気通信サービスを使用して、当社が提供する電気通信サービス(以下、「本サービス」といいます。)																	
用語	用語の意味																	
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備																	
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること																	
3 <u>ピカラ待っててプランサービス</u>	特定携帯電話事業者が提供する無線の電気通信サービスを使用して、当社が提供する電気通信サービス(以下、「本サービス」といいます。)																	

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																																																																																								
<p>料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="121 394 299 434">区分</th> <th colspan="3" data-bbox="299 394 1308 434">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="121 434 299 541">(1) 品目等に係る料金の適用</td> <td colspan="3" data-bbox="299 434 1308 468">ア 本サービスには、次表のとおり提供の形態による品目があります。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="344 468 566 541">品目</td> <td data-bbox="566 468 1059 541">内容</td> <td data-bbox="1059 468 1237 541">SIMカード</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="344 541 566 594">待っててプラン</td> <td data-bbox="566 541 1059 594" rowspan="2">株式会社NTTドコモのLTE回線および3G回線を利用した通信サービス</td> <td data-bbox="1059 541 1237 594" rowspan="2">MicroSIM</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="344 594 566 646">待っててプラン3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="299 678 1308 711">イ 本サービスには、次表のとおり上限データ容量による種別があります。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="344 711 566 798">品目</td> <td data-bbox="566 711 724 798">上限データ容量</td> <td data-bbox="724 711 1237 798">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="344 798 566 884">待っててプラン</td> <td data-bbox="566 798 724 884">1GB</td> <td data-bbox="724 798 1237 884">1の暦日において利用可能なデータ容量の上限値が1GBのもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="344 884 566 970">待っててプラン3</td> <td data-bbox="566 884 724 970">3GB</td> <td data-bbox="724 884 1237 970">3の暦日において利用可能なデータ容量の上限値が3GBのもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="344 970 566 1056"></td> <td data-bbox="566 970 724 1056">20GB</td> <td data-bbox="724 970 1237 1056">1の暦月において利用可能なデータ容量の上限値が20GBのもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="344 1056 1237 1092">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="344 1092 1237 1377"> 1 データ容量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能なデータ容量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第26条(通信の利用を制限する措置)に規定する制限の場合は、この限りではありません。 2 お客さまが契約者回線に係る通信のデータ容量を、当社が定める1の暦日において加算します。 3 2の規定により上限データ容量を超過した場合、以後の契約者回線に係る通信の帯域は、当社が別に定める帯域となります。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容			(1) 品目等に係る料金の適用	ア 本サービスには、次表のとおり提供の形態による品目があります。				品目	内容	SIMカード		待っててプラン	株式会社NTTドコモのLTE回線および3G回線を利用した通信サービス	MicroSIM		待っててプラン3		イ 本サービスには、次表のとおり上限データ容量による種別があります。				品目	上限データ容量	内容		待っててプラン	1GB	1の暦日において利用可能なデータ容量の上限値が1GBのもの		待っててプラン3	3GB	3の暦日において利用可能なデータ容量の上限値が3GBのもの			20GB	1の暦月において利用可能なデータ容量の上限値が20GBのもの		備考				1 データ容量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能なデータ容量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第26条(通信の利用を制限する措置)に規定する制限の場合は、この限りではありません。 2 お客さまが契約者回線に係る通信のデータ容量を、当社が定める1の暦日において加算します。 3 2の規定により上限データ容量を超過した場合、以後の契約者回線に係る通信の帯域は、当社が別に定める帯域となります。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。			<p>料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1368 394 1546 434">区分</th> <th colspan="3" data-bbox="1546 394 2555 434">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 434 1546 541">(1) 品目等に係る料金の適用</td> <td colspan="3" data-bbox="1546 434 2555 468">ア 本サービスには、次表のとおり提供の形態による品目があります。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 468 1828 541">品目</td> <td data-bbox="1828 468 2320 541">内容</td> <td data-bbox="2320 468 2499 541">SIMカード</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 541 1828 594">タイプ1</td> <td data-bbox="1828 541 2320 594" rowspan="2">株式会社NTTドコモのLTE回線および3G回線を利用した通信サービス</td> <td data-bbox="2320 541 2499 594" rowspan="2">MicroSIM</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 594 1828 646">タイプ3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="1546 678 2555 711">イ 本サービスには、次表のとおり上限データ容量による種別があります。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 711 1828 798">品目</td> <td data-bbox="1828 711 1985 798">上限データ容量</td> <td data-bbox="1985 711 2499 798">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 798 1828 926">タイプ1</td> <td data-bbox="1828 798 1985 926">1GB</td> <td data-bbox="1985 798 2499 926">1の暦日において利用可能なデータ容量の上限値が1GBのもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1605 926 1828 1056">タイプ3</td> <td data-bbox="1828 926 1985 1056">20GB</td> <td data-bbox="1985 926 2499 1056">1の暦月において利用可能なデータ容量の上限値が20GBのもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="1605 1056 2499 1092">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="1605 1092 2499 1377"> 1 データ容量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能なデータ容量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第26条(通信の利用を制限する措置)に規定する制限の場合は、この限りではありません。 2 お客さまが契約者回線に係る通信のデータ容量を、当社が定める1の暦日において加算します。 3 2の規定により上限データ容量を超過した場合、以後の契約者回線に係る通信の帯域は、当社が別に定める帯域となります。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容			(1) 品目等に係る料金の適用	ア 本サービスには、次表のとおり提供の形態による品目があります。				品目	内容	SIMカード		タイプ1	株式会社NTTドコモのLTE回線および3G回線を利用した通信サービス	MicroSIM		タイプ3		イ 本サービスには、次表のとおり上限データ容量による種別があります。				品目	上限データ容量	内容		タイプ1	1GB	1の暦日において利用可能なデータ容量の上限値が1GBのもの		タイプ3	20GB	1の暦月において利用可能なデータ容量の上限値が20GBのもの		備考				1 データ容量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能なデータ容量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第26条(通信の利用を制限する措置)に規定する制限の場合は、この限りではありません。 2 お客さまが契約者回線に係る通信のデータ容量を、当社が定める1の暦日において加算します。 3 2の規定により上限データ容量を超過した場合、以後の契約者回線に係る通信の帯域は、当社が別に定める帯域となります。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。			
区分	内容																																																																																									
(1) 品目等に係る料金の適用	ア 本サービスには、次表のとおり提供の形態による品目があります。																																																																																									
	品目	内容	SIMカード																																																																																							
	待っててプラン	株式会社NTTドコモのLTE回線および3G回線を利用した通信サービス	MicroSIM																																																																																							
	待っててプラン3																																																																																									
	イ 本サービスには、次表のとおり上限データ容量による種別があります。																																																																																									
	品目	上限データ容量	内容																																																																																							
	待っててプラン	1GB	1の暦日において利用可能なデータ容量の上限値が1GBのもの																																																																																							
	待っててプラン3	3GB	3の暦日において利用可能なデータ容量の上限値が3GBのもの																																																																																							
		20GB	1の暦月において利用可能なデータ容量の上限値が20GBのもの																																																																																							
	備考																																																																																									
	1 データ容量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能なデータ容量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第26条(通信の利用を制限する措置)に規定する制限の場合は、この限りではありません。 2 お客さまが契約者回線に係る通信のデータ容量を、当社が定める1の暦日において加算します。 3 2の規定により上限データ容量を超過した場合、以後の契約者回線に係る通信の帯域は、当社が別に定める帯域となります。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。																																																																																									
区分	内容																																																																																									
(1) 品目等に係る料金の適用	ア 本サービスには、次表のとおり提供の形態による品目があります。																																																																																									
	品目	内容	SIMカード																																																																																							
	タイプ1	株式会社NTTドコモのLTE回線および3G回線を利用した通信サービス	MicroSIM																																																																																							
	タイプ3																																																																																									
	イ 本サービスには、次表のとおり上限データ容量による種別があります。																																																																																									
	品目	上限データ容量	内容																																																																																							
	タイプ1	1GB	1の暦日において利用可能なデータ容量の上限値が1GBのもの																																																																																							
	タイプ3	20GB	1の暦月において利用可能なデータ容量の上限値が20GBのもの																																																																																							
	備考																																																																																									
	1 データ容量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能なデータ容量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第26条(通信の利用を制限する措置)に規定する制限の場合は、この限りではありません。 2 お客さまが契約者回線に係る通信のデータ容量を、当社が定める1の暦日において加算します。 3 2の規定により上限データ容量を超過した場合、以後の契約者回線に係る通信の帯域は、当社が別に定める帯域となります。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。																																																																																									

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧					新					備考(変更理由)		
2 料金額(利用料)					2 料金額(利用料)							
品目	上限データ容量		貸与端末	単位	料金額 [月額] (税込価格)	品目	上限データ容量		貸与端末	単位	料金額 [月額] (税込価格)	
<u>待っててプラン</u>	1の暦日につき1GB		+F FS030W (有線LAN クレードル 付き)	1の契約 ごとに	0円 (0円)	<u>タイプ1</u>	1の暦日につき1GB		+F FS030W (有線LAN クレードル 付き)	1の契約 ごとに	0円 (0円)	
<u>待っててプラン3</u>	<u>2019年7月31日までに申込みがあったもの</u>					<u>3の暦日につき3GB かつ 1の暦月につき20GB</u>	<u>タイプ3</u>	1の暦月につき20GB				
	<u>2019年8月1日以降に申込みがあったもの</u>					1の暦月につき20GB						

ピカラ待っててプランサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この約款は、2022年6月1日から実施します。</p>	